

## 随意契約結果（業務委託）

## 様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西成区における施策の具体化・検討に関する調査業務	13-17：各種施策研究・調査	有限会社ケース	2,916,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
2	西成情報アーカイブネット企画運営事業	03-04：催事	公立大学法人大阪	1,561,091円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	下記①参照	—
3	大阪フィルハーモニー交響楽団員による演奏を通じたワークショップ事業	26-01：その他	公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会	1,472,727円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	下記②参照	—
4	平成31年度大阪市西成区における新たな地域コミュニティ支援事業	13-26：その他	一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	15,319,267円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
5	平成31年度西成区コミュニティ育成事業	13-26：その他	一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	11,013,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
6	平成30年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託	13-26：その他	萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社	125,812,788円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	下記③参照	—
7	西成区単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業業務委託	13-26：その他	ひと花プロジェクト代表事業者 特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 理事長 山田 實	12,635,912円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
8	あいりん結核患者療養支援事業業務委託（概算契約）	13-26：その他	社会福祉法人大阪自彌館	17,065,195円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G4	—
9	西成特区結核健康診断業務（単価契約）	13-26：その他	一般社団法人大阪府医師会	6,893,710円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G2	—
10	平成31年度基礎学力向上支援事業業務委託	13-26：その他	株式会社トライグループ	8,036,604円	平成31年4月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—

①	本事業は平成25年6月24日に締結した大阪市立大学との連携協定に基づく事業であり、本事業を大阪市立大学に委託することで、実際のアーカイブの拠点の運営と大学がノウハウを持ち実施する学術系イベント等を併せて実施することが可能となり、相乗的な効果が得られる。また、大阪市立大学は西成区に関する歴史的な価値があり学術研究にも活用できる資料を多数収蔵しており、整理・公開・活用について一定のノウハウを有していることから、大阪市立大学が所有している資料を活用し広く公開することで、多くの方々に西成区の正しい歴史を伝えることが可能となるため。
②	公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団（大フィル）の運営を行っている。大フィルは西成区を活動拠点としており、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会等の開催ノウハウを十分有している団体である。この事業を地域交流のノウハウを持つ同法人に委託することで、プロの演奏に触れるだけでなく、団員が各小中学校に出向くことにより、身近に成功体験等を聞くワークショップを実施することが可能となり、相乗的な効果が得られるため。
③	あいりん地域の環境改善に取り組み実現させるには、「地域住民自らが街の環境改善に取り組むこと」が欠かすことの出来ない要素であり、地域の方々に本事業実施について納得理解いただく必要がある。これらの要素を充足したうえで、確実に本事業を履行できるであろう事業者を選定するためには、競争入札によることが適さないため。